

E i w a N e w s

贈与税の概要及び課税されない贈与について

平成 26 年 3 月
(No. 104)

来年からの相続税の増税を控え、相続や贈与に関する関心が高まっています。そこで今回は贈与税の概要と、このたび国税庁から公表されました、扶養義務者（父母や祖父母）から生活費や教育費の贈与を受けた場合の贈与税に関する取扱いについてご紹介いたします。

I 贈与税の概要

1. 概要

贈与税とは、個人から財産を贈与された場合に課される税金であり、原則として贈与を受けたすべての財産に対してかかりますが、その財産の性質や贈与の目的などから一定の財産については贈与税がかからないことになっています。

贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合には「相続時精算課税」を選択することができます。

2. 暦年課税

1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与された財産の価額の合計額から基礎控除額（110 万円）を差し引いた金額を下記速算表にあてはめて贈与税を算定します。

1 年間に贈与された財産の合計額が 110 万円以下であれば贈与税は課税されません。

<贈与税の速算表>

基礎控除後の 課税価格	平成 26 年 12 月 31 日まで		平成 27 年 1 月 1 日から			
	税率	控除額	一般		20 歳以上の直系卑属	
			税率	控除額	税率	控除額
200 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円	10%	0 万円
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円	15%	10 万円
400 万円以下	20%	25 万円	20%	25 万円		
600 万円以下	30%	65 万円	30%	65 万円	20%	30 万円
1,000 万円以下	40%	125 万円	40%	125 万円	30%	90 万円
1,500 万円以下	50%	(1,000 万円超) 225 万円	45%	175 万円	40%	190 万円
3,000 万円以下			50%	250 万円	45%	265 万円
4,500 万円以下			(3,000 万円超)		50%	415 万円
4,500 万円超			55%	400 万円	55%	640 万円

3. 相続時精算課税を選択した場合

1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に贈与された財産の価額の合計額から 2,500 万円の特別控除額を控除した残額に対して一律 20%の贈与税が課税されます。

そして、相続時においては、本制度を適用した贈与財産を相続財産に含めて相続税を計算し、それまでに本制度により課税された贈与税が精算されます。

4. 申告

贈与税が課税される場合及び相続時精算課税を適用する場合には、財産を贈与された個人はその財産を贈与された年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告及び納税をする必要があります。

II 生活費、教育費の贈与

1. 扶養義務者からの生活費又は教育費の贈与

生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるものについては贈与税の課税対象とはなりません。

贈与税の課税対象とならない教育費とは、子や孫の教育上通常必要と認められる学資、教材費、通学のための交通費、修学旅行参加費等をいい、義務教育に係る費用に限りません。

2. 結婚費用

婚姻に当たって、子が親から婚姻後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等の通常生活を営むのに必要な物の購入費用に充てるために金銭の贈与を受け、その全額を家具等の購入費用に充てた場合には、贈与税の課税対象とはなりません。

3. 結婚式・披露宴の費用

結婚式・披露宴の費用を誰が負担するかは、その結婚式・披露宴の内容、招待客との関係・人数や地域の慣習などによって様々であると考えられ、それらの事情に応じて本来費用を負担すべき者それぞれがその費用を分担している場合には、そもそも贈与には当たらないことから贈与税の対象とはなりません。

4. 出産費用

出産に要する費用で、検査・検診代、分娩・入院費に充てるために贈与を受けた場合には、これらについては治療費に準ずるものであることから、保険等により補てんされる部分を除き、贈与税の課税対象とはなりません。

5. 賃貸住宅の家賃等

例えば1人暮らしをしている大学生の家賃など、子が自らの資力では居住する賃貸住宅の家賃等を負担できないことから、社会通念上適当と認められる範囲の家賃等を親が負担している場合には、贈与税の課税対象とはなりません。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。